

証明書の輸送手段欄における記載文言の変更について

平成28年6月3日
日本商工会議所 国際部

特定原産地証明書の輸送手段欄の記載と、証明書の裏面（Overleaf Note）等の表記を統一するため、下記のとおり輸送手段欄の記載を変更いたします。

記

1. 変更内容

日チリ、タイ、インドネシア、ブルネイ、フィリピン、ベトナム、インド協定において、証明書の輸送手段欄に記載する船積日の項目名を“Departure Date”→“Date of Shipment”に変更します。

3.Transport details (means and route)(as far as known)

Date of Shipment:

Port of Discharge:

Name of loading point:

Name of Vessel/Flight number:

“Departure Date”から“Date of Shipment”に変更

※上図は日チリ協定の Transport details 欄。

また、本変更に合わせて、発給申請書入力画面の輸送手段欄の表記も変更します。日チリ、タイ、インドネシア、ブルネイ、フィリピン、インド協定においては、輸送手段欄の「出航日」の表記を全て「船積日」に変更し、日スイス協定においては、輸送手段欄の「船積日」の表記を全て「出航日」に変更します。

■輸送手段

※船積日(船荷証券または航空貨物運送状の日付)を記入してください。
船積(予定)日は必ず記入してください。
積込地、経由地および仕向地並びに便名(船名またはフライトナンバー)について分かる範囲で記入してください。
原産地証明書が適及して発給される場合には、船積日 積込地、便名は必ず記入してください。
適及して発給される場合は、欄8に“ISSUED RETROACTIVELY”と印字されます。
証明書に記載しない項目は、右端のチェックボックスをはずしてください(ただし、適及して発給される場合の船積日は、チェックの有無にかかわらず証明書に記載されます)。
積込地、経由地、仕向地は半角英数字、半角記号30字以内、便名は半角英数字、半角記号50字以内で記入してください。
協定に基づき、チリに輸出される産品が関税上の特惠待遇を得るためには、協定第41条の積送基準に適合していなければなりません。

Means of Transport and route	◎	船積日(予定日)	年 月 日	証明書に記載する
		積込地: 英文		
		経由地: 英文(チリ・日本以外)		
		仕向地: 英文		
		便 名: 英文		

※赤枠内が、協定により船積日 or 出航日に変更される（上記はチリ協定の例）

2. 適用開始日（全協定共通）

平成28年6月7日 8:00AM から適用開始

以上